

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、4月1日より本学役員報酬規程第6条による「地域手当」の支給率を「1%」引き上げた。
理事	「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、4月1日より本学役員報酬規程第6条による「地域手当」の支給率を「1%」引き上げた。
理事(非常勤)	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	19,308	12,780	5,668	639 (地域手当) 221 (通勤手当)			
A理事	12,422	7,848	3,481	392 (地域手当) 209 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)		3月31日	◇
B理事	14,992	10,116	4,264	506 (地域手当) 106 (通勤手当)	4月1日		※
C理事	15,046	10,116	4,375	506 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
D理事 (非常勤)	1,440	1,440	0	0 ()			
A監事 (非常勤)	1,200	1,200	0	0 ()		3月31日	
B監事 (非常勤)	1,128	1,128	0	0 ()		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価および生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示し、「※」は、「独立行政法人等の退職者」であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 2,529 (53,529)	年 月 2 (11)	H19年3月31日	-	退職手当の算定にあたり、業績が「標準」のため退職手当の額を増額も減額も行っていない。	※
理事B	千円 3,793 (15,174)	年 月 3 (9)	H19年3月31日	-	退職手当の算定にあたり、業績が「標準」のため退職手当の額を増額も減額も行っていない。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:理事A及び理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の前職期間として算出した金額を記載した。

注2:「前職」欄の「※」は、「独立行政法人等の退職者」であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、中長期的な観点から任期制の活用を推進した人事管理計画を行い、人件費の管理を講じている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給(昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。
基本給(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分により昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、4月1日より①若年層に限定して基本給月額を引き上げた。②子等に係る「扶養手当」の支給月額を500円引き上げた。③「地域手当」の支給率を「1%」引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 296	歳 39.9	千円 7,048	千円 5,099	千円 139	千円 1,949
事務・技術	人 108	歳 35.5	千円 4,989	千円 3,688	千円 211	千円 1,301
教育職種 (大学教員)	人 187	歳 42.4	千円 8,246	千円 5,920	千円 99	千円 2,326
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

非常勤職員	人 58	歳 37.1	千円 5,042	千円 4,935	千円 19	千円 107
事務・技術	人 8	歳 37.0	千円 3,077	千円 2,302	千円 139	千円 775
教育研究系 有期契約職員	人 50	歳 37.2	千円 5,356	千円 5,356	千円 0	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については、該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が一人のため当該人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の「教育研究系有期契約職員」とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注5:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については、該当者がいないため省略した。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

非常勤職員	人 50	歳 37.2	千円 5,356	千円 5,356	千円 0	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育研究系 有期契約職員	人 50	歳 37.2	千円 5,356	千円 5,356	千円 0	千円 0

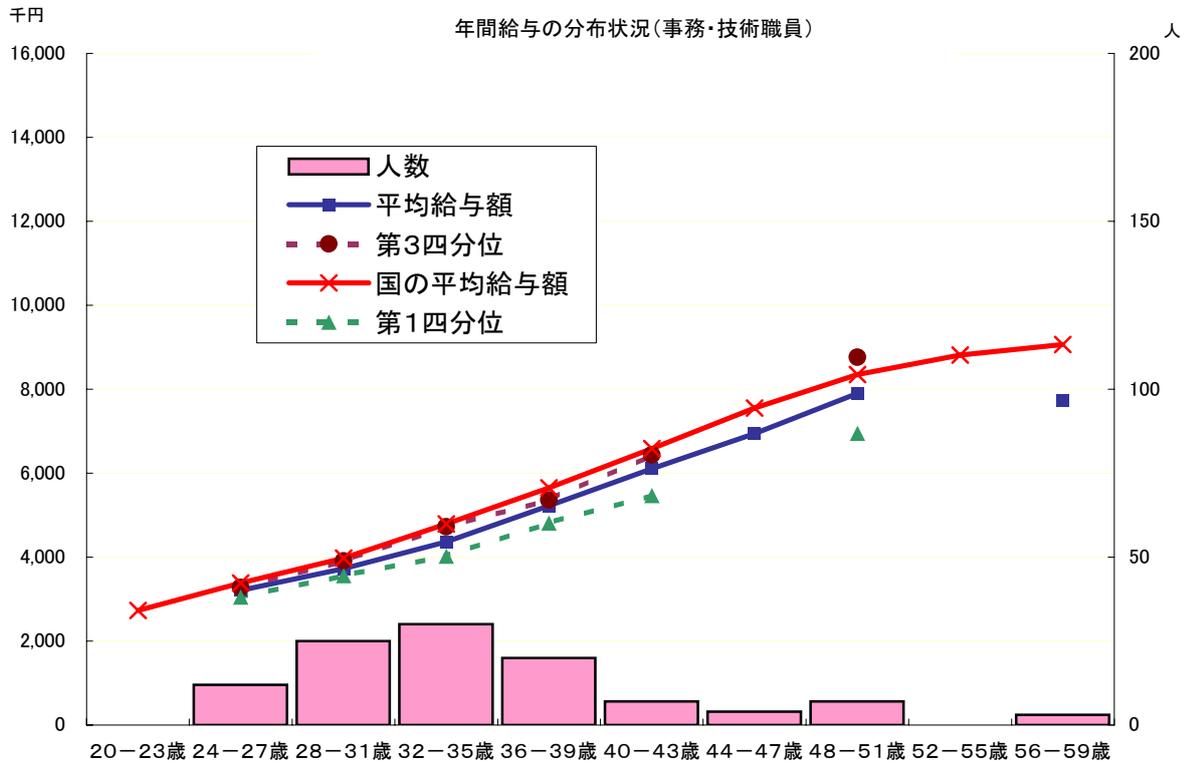
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員の「教育研究系有期契約職員」とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注3:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢44～47歳の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与額の第1・3分位については表示していない。

注3:年齢56～59歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与額の第1・3分位については表示していない。

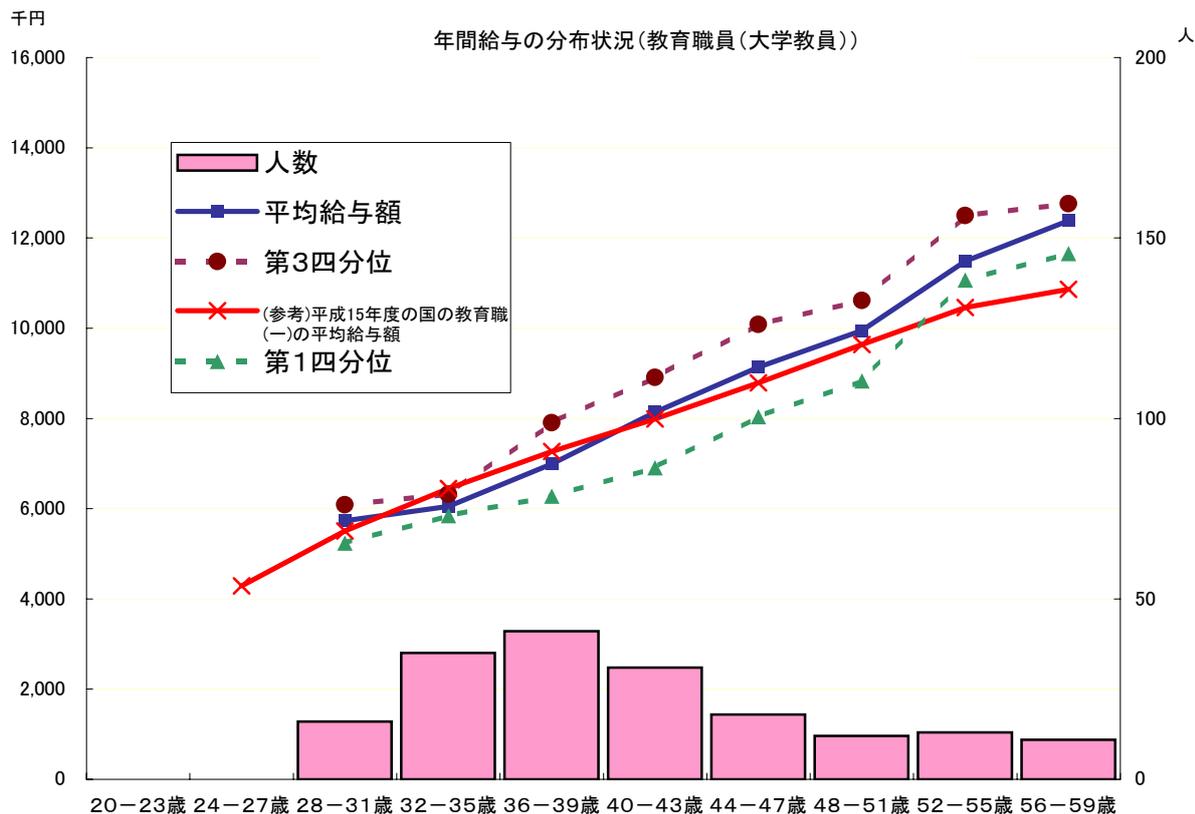
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1	51.5	-	-	-
課長	4	48.8	-	8,518	-
課長補佐	5	52.1	7,240	7,345	7,621
係長	27	40.4	5,278	5,664	6,020
主任	5	35.5	4,790	4,872	4,999
係員	66	31.2	3,467	3,895	4,446

注:部長については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与の平均額については表示していない。

注:課長については該当者が4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
教授	51	52.9	10,504	11,390	11,942		
准教授	45	42.5	7,978	8,466	8,855		
助教	83	36.3	5,906	6,247	6,541		
助手	4	41.0	-	6,338	-		
教務職員	4	35.3	-	4,460	-		

注: 助手については該当者が4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注: 教務職員については該当者が4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	108	該当者なし (-%)	該当者なし (-%)	該当者なし (-%)	1 (0.9%)	2 (1.9%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	～	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	～	～

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	(108)	3 (2.8%)	5 (4.6%)	29 (26.9%)	49 (45.4%)	19 (17.6%)
年齢(最高 ～最低)		58～40	59～49	48～34	38～28	32～24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,145～ 5,416	5,479～ 4,901	4,686～ 3,251	3,715～ 2,497	2,786～ 2,207
年間給与 額(最高～ 最低)		8,322～ 7,621	7,634～ 6,949	6,554～ 4,594	5,053～ 3,440	3,753～ 3,020

注:7級については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注:6級については該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		学長が特に必要 と認める教員	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	187	該当者なし (-%)	51 (27.3%)	45 (24.1%)	該当者なし (-%)	87 (46.5%)	4 (2.1%)
年齢(最高 ～最低)		～	64～40	62～34	～	54～28	43～29
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	10,254～ 6,525	7,001～ 4,818	～	5,434～ 3,797	3,575～ 2,877
年間給与 額(最高～ 最低)		～	14,162～ 9,346	9,836～ 6,762	～	7,488～ 5,197	4,898～ 3,938

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 64.7	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 35.3	% 35.1
	最高～最低	% 42.0～32.0	% 42.3～31.2	% 42.2～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 67.0	% 66.1	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.0	% 33.9	% 33.5
	最高～最低	% 33.6～31.3	% 39.3～29.2	% 36.8～30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 62.2	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 37.8	% 36.7
	最高～最低	% 42.4～32.4	% 45.0～31.3	% 43.5～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 67.0	% 66.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.0	% 33.6	% 33.3
	最高～最低	% 33.6～31.8	% 39.3～29.9	% 36.8～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

100.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(大学教員)

101.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.4	
	参考	地域勘案 98.5
		学歴勘案 90.7
		地域・学歴勘案 98.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国に比べて給与水準が低いため、該当なし。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70% (国からの財政支出額 6,538,000,000円、支出予算の総額 9,294,000,000円 :平成19年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えているが、対国家公務員の指数が100以下であるため、本学の給与水準は適切であると考え。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】 国に準拠した措置を取りながら、現在の給与水準を維持していくように努める。	

(教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指数 101.7

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,614,598	千円 2,691,347	千円 (%) △ 76,749 (△2.9)	千円 (%) △ 120,141 (△4.4)
退職手当支給額 (B)	千円 131,004	千円 235,424	千円 (%) △ 104,420 (△44.4)	千円 (%) 77,312 (144)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,005,871	千円 971,329	千円 (%) 34,542 (3.6)	千円 (%) △ 16,397 (△1.6)
福利厚生費 (D)	千円 400,518	千円 415,304	千円 (%) △ 14,786 (△3.6)	千円 (%) 60,073 (17.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,151,991	千円 4,313,404	千円 (%) △ 161,413 (△3.7)	千円 (%) 847 (0)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」が2.9%減となっているのは、教員人件費については、教員選考開始前に役員による人員管理を実施し、前年度と比較して3.9%削減、職員人件費については、弾力的な採用方針による人事戦略を実施し、前年度と比較して2.4%の削減ができたことが要因として挙げられる。
また、「最広義人件費」については、前年度と比較して3.7%減となったが、主な要因として「退職手当支給額」の減少が挙げられる。これは、退職者が前年度と比較して8名減少したためである。
- ② i) 本学では「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うことを中期目標に掲げている
ii) 中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。
iii) 人件費削減の取組の進ちよく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,024,683	2,691,347	2,614,598
人件費削減率 (%)		△ 11.0	△ 13.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 11.0	△ 14.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減額はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし